

## 平成16年第4回南伊豆町議会臨時会会議録目次

### 第1号（10月13日）

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	1
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	1
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会宣告.....	3
議事日程説明.....	3
開議宣告.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期の決定.....	3
報第6号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	4
議第85号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	10
閉議及び閉会宣告.....	30
署名議員.....	31

## 平成16年第4回南伊豆町議会臨時会

### 議事日程(第1号)

平成16年10月13日(水)午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報第 6号 専決処分の承認を求めることについて

(平成16年度南伊豆町一般会計補正予算(第5号))

日程第 4 議第85号 平成16年度南伊豆町一般会計補正予算(第6号)

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで議事日程と同じ

### 出席議員(12名)

1番	保坂好明君	2番	清水清一君
3番	鈴木勝幸君	4番	谷川次重君
5番	鈴木史鶴哉君	6番	梅本和熙君
7番	藤田喜代治君	8番	漆田修君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君
11番	石井福光君	12番	横嶋隆二君

### 欠席議員(なし)

### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩田篤君	助役	稲葉勝男君
収入役	碓井大昭君	教育長	釜田弘文君
総務課長	小島徳三君	企画調整課長	谷正君
住民課長	飯泉誠君	税務課長	外岡茂徳君

健康福祉課長	高野	馨君	建設課長	山本	正久君
農林水産課長	勝田	悟君	商工観光課長	鈴木	博志君
生活環境課長	石井	司君	下水道課長	佐藤	博君
教育委員会 事務局 局長	鈴木	勇君	水道課長	渡辺	正君
会計課長	土屋	敬君	行財政主幹	松本	恒明君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡辺	修治	主幹	栗田	忠蔵
--------	----	----	----	----	----

開会 午前 9時30分

#### 開会宣告

議長（齋藤 要君） おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しております。

これより平成16年第4回南伊豆町議会臨時会を開会いたします。

#### 議事日程説明

議長（齋藤 要君） 議事日程は印刷配付いたしましたとおりであります。

#### 開議宣告

議長（齋藤 要君） これより本日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（齋藤 要君） 会議録署名議員を指名いたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

2番議員 清水 清一 君

3番議員 鈴木 勝幸 君

#### 会期の決定

議長（齋藤 要君） 会期の決定を議題といたします。

会期は議事日程のとおり本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は10月13日の1日限りと決定いたしました。

報第6号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） これより議案審議に入ります。

報第6号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 本日はご苦労さまでございます。

今日の議案は専決処分が1件、それから皆様方のお手元にあります台風22号災害状況についての補正予算ということであります。今回の22号の台風については風台風ということで、倒木による災害が発生し、逆を言うならばその環境が整っていなかったのかなということ、道路際の伐採等が完全でなくてその結果として送電線の倒壊と損傷等があり、電気についてはようやく昨日電気がついたということで、本当にかつてない風の災害の怖さというのを痛感したわけです。

これからの対応として、水道問題だと停電によって水道関係が大変ご迷惑をかけたのですが、けれども、これからの考え方として吉祥については自家発電、また南上等が給水施設がひどいということで、自家発電等についてもこれから皆様と検討しながら前向きに行かなければと考えております。

台風災害については以上でございます。

専決処分の提案理由について申し上げます。

平成16年度南伊豆町一般会計補正予算（第5号）の専決処分につきましては、市町村合併

の特例に関する法律第4条第11項及び第14項に基づいて行われる下田市・南伊豆町合併協議会設置の是非を問う住民投票に係る選挙経費を専決補正させていただいたものであります。今回の専決補正は、歳入歳出それぞれ690万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ50億978万6,000円とするものです。

内容につきましては総務課長より説明させますので、ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 小島徳三君登壇〕

総務課長（小島徳三君） それでは内容説明をさせていただきます。

11ページをお願いいたします。

歳出でございますが、2款の総務費、4項3目各種選挙費でございます。下田市を合併対象とする合併協議会設置協議についての投票事務でございます。690万円でございます。報酬が111万2,000円、これは選挙管理委員、投票管理者、開票管理者、投票立会人のものがございます。

それから職員手当でございますが、職員の時間外勤務手当、管理職特別勤務手当、選挙事務従事者手当、これにつきましては投票事務従事者、開票事務従事者でございます。

賃金につきましては37万8,000円でございます。臨時事務員賃金は期日前投票の臨時職員でございます。臨時用務員賃金につきましては投票所の用務員でございます。

9旅費25万円でございますが、費用弁償は投票管理者、選挙管理委員、立会人等の費用弁償でございます。普通旅費は7,000円です。

需用費155万3,000円でございますが、消耗品10万円、食糧費は投票所の昼食等でございます。印刷製本費は入場券あるいは投票用紙、封筒、パンフレットでございます。

役務費38万4,000円でございます。通信運搬費は入場券配付郵便、それから電話代でございます。不在者投票事務取扱手数料につきましては、施設で不在者投票をやられる方1件当たりに掛けてございます。

使用料及び賃借料28万2,000円でございます。複写機使用料、自動車借上料、有料道路通行料、会場使用料でございます。会場は投票所の会場でございます。それから駐車場使用料1,000円となっております。

次に9ページでございますが、今の歳出計上の経費につきましてを前年度繰越金より支出するもので690万円でございます。財源につきましてはすべて一般財源ということでございます。

以上でございますが、よろしく申し上げます。

議長（齋藤 要君） これより質疑に入ります。

清水清一君。

2番（清水清一君） この補正予算でございますけれども、町長はこの10月にやりたいということで、町長責任で住民投票を行うという形になっております。それにつきましてこれまで町長は、町長の政治責任で住民投票を行わないとこれまでの3月議会、6月議会でもあるいは住民懇談会でも言ってこられました。それでこの発言を考えたときに、今回の住民投票につきましては町長の政治責任、これまでの3月議会、6月議会あるいは住民懇談会のことを考えますとどのように考えられているのか。この住民投票をやることについての政治責任についての説明をお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） この住民投票については合併特例法第4条第11項及び第14項に基づいて行われるということで、これは当然行政と議会の意見の対立というのでしょうか、そういうことがあった場合に住民発議でできるという法律でございます。ということは、町民の意思の確認という大事な一つの直接投票というものが特別に合併については認められているということです。私が言っているのは合併特例法による住民投票ではなくて 今まではそういうこと言っていました。しかし、今回は住民発議というそういう特別な法律に基づいてやっているわけですから、この間の記者会見でも言いましたけれども、私は委任者として3,828人の意思の尊重という形の中でやらせておりますので、私についてはそういう責任ということは考えておりません。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

2番（清水清一君） 町長は、合併特例法の中でこれまで責任で住民投票をやらないという答弁でございましたけれども、住民発議も合併特例法の中の住民発議でございます。それで、今の町長の答弁は合併特例法の中ではないと。今回の住民発議も合併特例法の中の関係でございます。そういう矛盾点はどういうふうにお考えになるのかお答え願います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） ですから私が言っているのは、合併特例法の住民発議によって3,828人の意思の表示があったわけです。そして、町長とするならばこの意思を尊重してくださいと皆様方にはお願いしてあったわけですが、否決という形の中で、私とするならばその意思の尊重という、私は尊重したいという立場でありますから、その住民の代表として選挙管理委員会にこの住民発議の選挙を実行するようにお願いしたと、そういうことでございます。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

2番（清水清一君） 最後になりますが、結局住民発議があつて住民投票するんだよと、それはいいわけでございます。それは悪いと言っているわけではございません。だけれども、これまで合併特例法中で町長はやらないと言ってきたわけです。今回はやると。それは言葉の撤回あるいは発言の撤回になります、幾ら住民発議があつたとしても。これは、この投票をやる時点で自分の政治生命をかけるのかなんとかそういうことがなければいけない。ただ発議があつたからでは、自分が都合がいい方の住民投票をしましよと、そう言っただけのことになってしまつて、これまでの3月議会、6月議会あるいは住民懇談会での説明とは矛盾する点が多々ありましたと、その点をきちんと説明しなければならぬと思います。

最後の質問になりますから、よろしくお願ひいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 今回の住民投票というのは住民発議に基づく、要するに合併特例法に基づく住民発議ということでございます。私が3月、6月に言っているのは要するに皆様方の要望、そしてそれによって住民投票ということですから、性質がまるっきり違います。その辺はぜひご理解願ひたいと思います。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

8番（漆田 修君） 関連質問ですが、町長が首長の職権で今回こうやったといういきさつは形式としては理解しておるんですが、町長の今言われた答弁の中で一つ矛盾があるなと私は感じたんです。それは例えば住民の住民発議によるという意味なんです。私はいろいろなことを検証してまいりましたが、町長自身が今回の発議の要するに代表になっていただきたいということをおある方に打診したと。それは果たして住民発議による これは形態、対応のことであろうかと思うんですが、先ほど清水議員が言っております住民投票の従来からの

主張 - 認識に対する主張ですよ。それと今回との整合性は、ただ単に合併特例法第4条の住民発議によるという説明ではちょっと納得できないんですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 漆田議員の言うのは代表者に対して私の方からの働きかけということですけども、そういうことは一切ございません。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

8番（漆田 修君） ただいまの発言は当然議事録に載りますので、後々検証はさせていただきます。

以上です。

議長（齋藤 要君） ほかに質疑はございませんか。

石井福光君。

11番（石井福光君） 単純な質問ですが、支出111万2,000円は投票管理者の報酬でございます。それと、需用費の中で食糧費が60万4,000円あるんですが、法的に認められているこの投票管理者等の日当ですか費用弁償ですか、これについてちょっと金額を教えてくださいたいと思います。これは直接総務課に聞けばわかることですが、やはり知らない議員もいると思いますので。それで、1日幾らの日当なのか食糧費で幾らまで認めているのか。

今要するに行財政改革の中で、これから先合併するにしても単独でいくにしても相当の行財政改革をしていかななくてはならない中で、省けるものがあれば省いて最少限の中でいくべきではないかと思うんですが、その金額についてちょっと教えてくださいたいと思います。

議長（齋藤 要君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） お答えいたします。

報酬につきまして、これは法定での金額でございますが、投票管理者が1万2,700円、開票管理者が1万700円、投票立会人が1万800円です。今回、食糧費と職員の事務従事者手当につきましては、町長選であるとか町議選のときよりは減らさせてもらって対応しています。通常でございますと、看板が出てないことだけはありますけれども820万円くらい町長選はかかっておりますが、抑えて690万円、職員もある程度我慢してもらった中でその辺は抑えてございます。一応法定の関係では今言った食糧費はないと思います。

以上です。

議長（齋藤 要君） 石井福光君。

11番（石井福光君） 説明はわかったんですが、仮に1万2,700円としてもこの不景気の中ではるかにいい金額であります。次が1万700円、1万800円とあるんですが、やはりこれはこの中の範囲において 本当にできないものなら別ですが、この範囲内で昼食等は賄うようにできることならするべきではないかと思います。

一応意見として申しまして、質問を終わります。

議長（齋藤 要君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） ほかに質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 本件に対して反対の意思を表明します。

今回住民投票を、9月の議会で住民発議の民意による法定協議会設置についての議案の否決に当たって特例法に基づいて行われたということです。しかしながら、今この町内にどういう事態が起こっているか。それは合併の是非の問題、合併したらどうなるか、しないとうなるかということが住民に知らされないまま6月議会、9月議会としてきて、そういう中でどういう判断を求められているのか。その2点が全く説明ないままにやられている。これは、これを決断した町長の民主主義の認識の欠落と暴挙と言ってもいいほどで、こんなことを住民に求める執行部のあり方は、民主主義として最低のやり方であるというふうに言わざるを得ません。

住民発議だと言いますが、受任者の中にも責任者の中にも町長に促されてやったというのは、これは明々白々で言われています。本会議で平気ですをつく町長のことを信用することができない、これも言われているところであります。町長の身近なところでそういうことを言われているのがこの間の町内のあり方であります。そして、町民は本当の真実を求めている。そこを重く認識しなければいけません。

私は、民主主義というのは、結論の前に道理と納得がなければどんなこともうまうまい、その点を身にしみて感じるべきであると。こうしたことで何の結論を導き出そうとして

いるのか、そのことを厳しく問わなければいけません。こうしたことに血税を使うということ、この暴挙が民主主義の最高の議会のあり方、ましてや町の執行者としてあるべき姿勢ではないということを厳しく批判して、この案件に対する専決処分を断じて認められないことを表明いたします。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

8番（漆田 修君） 私は、基本的には横嶋議員の言った論旨でありますけれども、首長の職権による今回の補正は、これは単に否定してもやらざるを得ないという側面も実はございまして、私は今、横嶋議員の言われた基本的な論旨に条件つきで賛成したいと思います。

以上です。

議長（齋藤 要君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

報第6号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 賛成多数です。

よって、報第6号は承認することに決定いたしました。

議第85号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第85号 平成16年度南伊豆町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第85号の提案理由を申し上げます。

10月9日に伊豆半島を直撃した台風22号は、石廊崎で県内観測史上最大となる67.6メートルの風速を記録し、非常に強い風雨により本町に大きな人的・物的被害をもたらしました。特に西子浦の安田甚三郎さんが倒れた電柱による災害に遭い死亡されました。ご冥福をお祈り申し上げます。これらの災害復旧の経費に充てるため、一般会計予算の補正をお願いするものです。

当補正予算第6号につきましては、歳入歳出それぞれ1億7,151万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ51億8,129万7,000円とするものです。

歳出の主なものは、道路河川等の災害復旧、公共施設等の修繕料及び死亡者家族や建物半壊世帯の罹災者に対する災害見舞金等の経費です。また、これらの経費に対応する歳入を見込み計上いたしました。

補正予算の内容につきましては総務課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 小島徳三君登壇〕

総務課長（小島徳三君） それでは、内容説明に入ります前に台風22号の状況報告ということで、今現在つかんでいる範囲のご説明をさせていただきます。

1枚めくっていただいた中で、これを全部読み切れませんものですから一部大事なところだけ読ませていただきたいと思います。

10月9日、1時15分ですが大雨・洪水・波浪警報が出まして、第1次配備体制、宿直の増員を行いました。それから、14時45分ですが大雨・洪水・暴風・波浪・高潮警報が出ましたので、全町に警戒をしていただくように同報無線を流しました。

それから15時20分でございますが、下田地区消防組合より重傷者1名、軽症者1名の報告がありました。重傷者が安田甚三郎さん72歳ですが、搬送中の熱川温泉病院 これは長岡順天堂病院に行く予定をしていたんですが、長岡順天堂病院によって死亡が確認されました。

それから、16時に南伊豆町災害対策本部を設置いたしました。それから20時ですが、東京電力の停電の広報を全町に流しました。

それで右の被害状況ですが、午後4時ごろ非常に強い勢力を保ったまま伊豆西海岸に上陸

いたしました。中心気圧が950ヘクトパスカル、時間最大雨量30ミリメートル、総雨量・連続雨量が170ミリメートルでございます。それから、先ほど町長が申し上げましたとおり、石廊崎で風速67.6メートルを記録いたしております。

主な災害の対応といたしましては、被害状況の現地調査、それから被害状況の電話調査、これは区長さんに調査をお願いいたしました。それから、つかんでいるところをそのときに聴取いたしました。それから停電に対する電話対応、これが一番大きなものでございます。それから、東京電力への復旧要請依頼を行いました。これは一度ではございません。その3日間において四度や五度ぐらいは1日にやっております。それから、給水計画を立てました。道路土砂崩れで倒木除去要請を建設業組合へ行いました。それから静岡県伊豆支部被害報告、これは行政センターでございます。この9日の災害対策本部職員の体制は42名でございました。

それからライフラインの被害状況は、停電が電話不通を含めまして約2,150世帯です。断水が425世帯、この時点では配水池のタンクに残量がありましたものですから断水世帯は少なくなっておりますが、次の10日になりますと断水世帯がふえてまいります。

10日でございますが、7時に給水車を出動させました。それから、職員登庁が7時となっておりますが、7時までには来ているということで、個別対応の課もあるし全体でやる課もありますので、一応この日は7時登庁ということでございます。災害対策本部の会議を開いております。それから、地区別の建物等の被害調査を開始いたしました。

それから、銀の湯会館町民無料開放の広報を流しております。清掃センターの業務案内をしております。それから、水道課断水の給水対応情報の広報をしております。差田グランド用地で、一時的にでございますが破損したかわらの受け付けをしまして、2人体制で行いました。

それから、対策本部会議で12時40分に調査の中間報告をいたし、午後までかかる班と午前中で終わる班とございました。17時に災害対策調査結果報告、大体被害の確認が終わりまして、後からどうしても出てくるのはありますが、一応災害対策本部廃止 解散の意味ですが廃止という言葉を使っております。この廃止につきましては、おおむね被害の確認が済んだことで各課の個別対応、災害復旧の対応に移る、それから警報が解除されておるという理由で廃止いたしました。

主な対応でございますが、ほとんど同じでございます。18時に東京電力停電の広報を流しております。この日につきましても非常に苦情等の対応に追われたわけですが、東電の停電

の広報につきましては2回、3回と流すつもりでございましたんですが、給水の絡みの中で停電でご迷惑をおかけしている地区と断水している地区が同じなものですから、その辺は停電によりご迷惑をかけております断水についての情報を流しております。そういった停電という言葉を使っております。

ライフラインの被害状況でございますが、被害状況はその日の最終、夕方というふうにご考慮をいただければいいかと思っております。停電は南中が石井、上賀茂区の一部、南上地区、三浜が天神原区。それから断水が1,098世帯で、南崎が大瀬地区、南上が平戸、市之瀬、川合野、青野、下小野、上小野、岩殿、毛倉野区の一部、三坂が差田、吉祥全域、三浜が立岩、吉田、妻良、東子浦、西子浦、落居、一町田、天神原の全域でございます。

10月11日は6時半の職員登庁でございますが、給水車の出勤を7時に行っております。9時には銀の湯会館の町民の無料開放、要するに断水によりふるに入れられない世帯に対してのものでございまして、町民全員に開放しました。それから、東京電力の復旧状況を10時に流しております。それから水道の断水状況を流しております、17時50分には吉祥の取水場の関係の地区に一時給水したんですが、山の中の管が破裂しているということで修理いたしまして、この時間に再開することができました。それから、18時2分ですが青野配水池地点が電力復旧をいたしまして、その後18時10分に水道課断水復旧作業状況をお知らせしております。それから、18時35分に東京電力停電復旧作業状況を広報しております。これは天神原地区のみが停電の状況が残ったためでございます。

11日のライフラインの被害状況でございますが、停電が約50世帯、天神原地区と一部の山間部、それから断水が南上地区、これは市之瀬は南上工区の方の関係がありまして、それは自然流下で対応できました。平戸と蛇石につきましてもそういうことでございます。平戸と川合野、青野、下小野、上小野、岩殿の全域が断水してございました。三浜が天神原区域でございます。

それから、10月10日は災害対策本部職員の体制は93名でございます。11日が32名ということでございます。

12日は5時に青野配水池の給水区域が復旧いたしました。8時に天神原地区に給水車を出しております。13時14分に停電が復旧いたしまして、これは仮電柱を立てた中での仮復旧でございます。それから、16時20分に天神原区域の給水を開始することができました。

続きまして、次のページをお願いいたします。

これにつきましては地区別の被害の総括表でございますが、人的被害は下賀茂が軽症が1、

死者が西子浦ですね。それから住家被害半壊が6戸、一部損壊が416戸、非住家のうち公共建物、これは神社仏閣等でございますが11棟、その他非住家、物置等でございますが131棟、それから文教施設、竹麻小、南上小の関係でございます。道路につきましては68カ所、河川につきましては21カ所となっております。

なお、農産物等の被害でございますが、これは記載はされておられません。農協の報告ですが、農産物被害が4,250万円、商工被害が7,842万円、公立文教施設が339万9,000円、それから農林水産業施設、これはパイプハウスとかそういった個人のものでございますが6,450万円、公共土木施設、これは補正予算にも関係しておりますが1億8,373万2,000円、その他下水道関係で10万円、上水道で210万円という数値を出しております。

その裏をめぐっていただきまして、これは建設課関係の災害復旧の経費を計上してございます。これにつきましては当初予算で盛ってあるものもありますものですから、今回の被害額を計上してありますが、補正額とは中身が変わっております。

その裏につきましては、台風22号の経路を示してございます。

一応簡単ですが災害状況の報告とさせていただきます。

議長（齋藤 要君） ただいま総務課長の方から台風22号災害の内容説明がありましたが、本来ならば全員協で説明を受けてこの議題に上げたいところでしたが、いろいろ都合がありましたのでそのまま臨時議会に議題として上げさせてもらいました。そこで、皆さんに十分質疑をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これより質疑に入ります。

清水清一君。

2番（清水清一君） 今、総務課長からいろいろ説明を受けたわけでございますけれども、南上地区は、この表を見ると大分ライフラインの復旧に手間取ったという形になっております。この表を見ますと一日早く復旧したような表になっているわけでございまして、前日の夕方の被害状況ということでここに載っているわけです。だけれども、11日の夕方4時に復旧した場合には11日の表には載っておりません。ということで、簡単にこの表は全部1段下がるというふうに私は考えます。

こういう状況を考えると被害は大きかった。それで同報無線を何でやらないのか。電気が来ないからテレビがつかない。電気がないと普通の家には車がないとラジオも聞けない。情報から南伊豆町の同報無線、そのための防災無線ですから。その防災無線の情報提供をやるよ、だけれどもおくれますよ。この場合、10日ですね、災害対策本部が廃止される前に放送

があったのは水道の開始が1回、電気はないわけです、放送が。じゃ何で17時に対策本部を廃止したのか。南上地区は11日の夕方まで電気が来なかった、ほとんど。そういう状況で何で対策本部がなくなるのか。水道も使えない、電気も使えない、同報無線もない。住民の方々みんなは、何でだろう、何で使えないのかと。区長に私もたくさん言われました。

ですから、何のたぐいに対策本部を出したのか。私は総務課に行って同報無線を放送しなさいよ、してくださいよと言ったら、やっと10日、11日になって少しやった。93名体制の災害対策本部があるのに、何で防災無線をしないのか。それについてはどう考えておられるんですか。

議長（齋藤 要君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） 同報無線につきまして、確かに私も二、三回はやりたいと思っていたんですが、電気につきましてはまず私たちより先に、停電が解除され通電された状況を住民の方が知っている状況です。その辺につきましても東電に大分文句を言って要請をさせてもらったんですが、通電してから電気がつきましたよというようなそんなあほな同報無線はできないということも一つあります。そのあとに同報無線をやらないというのは、通電した場合は当然やっておりません。

それから93名につきましては、町全域の建物あるいは区長さんが把握していない道路、後から把握した部分の調査を行うために人数が多くなっております。ただ同報無線関係、そういった防災要員につきましては、そのこのところでガチャガチャやってもできるものではございません。それから、同報無線につきましては地区限定でやっております。要するに被害にあった地区、例えば湊の方等に同報無線をやったって当然わからないと思います。

以上でございます。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

2番（清水清一君） いろいろ課長に説明していただきましたけれども、対策本部があるわけだから一生懸命、1時間に1回放送しなければ。これを見たって次の日が多いんだから、対策本部を廃止してからの方が情報が多いわけですから、何でやらなかったのか。それは過ぎたことだから仕方ないとしても、では何で10日の17時に本部を解散したのか。みんな集まっているのに本部だけこうして、93名体制を次の日は32名体制ですか。これは本部は残しますという形じゃないといけないと思うんです。何のたぐいに対策本部を廃止したのか。11日でもよかったんじゃないですか。30名体制でもいいわけで、それを何で廃止したのか。

それでもう一つあります。この被害調査、10日に役場の職員の皆さんで一生懸命回ってい

いただきました。調査していただきました。ここに回った方もおられます。だけれども住宅の被害だけをやって、経済活動している人の被害をやっていかない。私はよくわかりませんが、けれどもメールクラブも屋根も飛んでいるわけでございます。そういう被害が載っているのか載っていないのか。私のところも作業場を積んでいる。そこがはがれています。だけれどもそういう被害調査、経済活動に関する 要するに税金を納める方々ですよ。私だって税金を納めています。うちの会社がだめならじゃ従業員は首切りだ、それをやってもいいのか悩みます。

ですから、この商工業者の被害を把握したのか。それとも商工観光課の関係になるかもしれないけれども、この商工業者に対しての被害の支援体制を何か考えてあるのか。それと農林水産業の方々に何か被害の支援体制を考えてあるのか。すみませんがその3点をお願いします。

議長（齋藤 要君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） 災害対策本部を廃止したということで、本部対応ではなくて水道課の断水の対応であるとか、あるいは東京電力、これは私たちが当然できるわけではないものですから東京電力との折衝、それから皆さんの苦情に対して東京電力にかわりに行えること、そういった建設課の仕事、農林水産課の仕事、それはもう全体でやる仕事ではなくて個別にしか 今回も例えば事務の班が現地に行ってもしょうがない話ですし、そういったことで、後の復旧あるいは対応する職員を残しての解散という意味でございます。実際の実務に入るよという対応の解散でございます。

それから東電の方につきましても、あなたたちも当然のこととして広報車でパトロールしてくれと。こういう苦情が来ているから、同報無線を流したいんだからはっきりした情報をよこせよと。当然事態がもうてんやわんやで、うちの方へ誤報はよこすは、そういう中で大分きつい話になったりしました。電気の問題については、本当に東電も今回みたいな大きなというか特殊な災害、22号だったと思います。

東電自体の認識は住民に迷惑をかけて申しわけないという、対応が非常に東電は、私たちが対応した過去2回についても非常に対応がとれなかったというか、要するに広報の方と現場との連絡が悪かったりいたしまして、そのおしかりを私どもが受けて、本来先ほど申し上げましたように何もなくても同報無線を流せば、要するに変化はないわけですがけれども流せよというご指摘で、そのご指摘をお受けしたと思います。

それから、先ほど被害状況の関係を申し上げましたが、担当課からもあると思いますが、

商工会それから農協等の先ほどの調査をいたしております。それが先ほどの金額でございます。商工会あるいは農協の方で調査をしていると思います。

議長（齋藤 要君） 商工観光課長。

商工観光課長（鈴木博志君） 商工観光関係の今回の台風22号の被害状況調査なりあるいはそれに対する支援、融資制度関係等についてお答えしたいと思います。

商工業の被害調査関係ですが、南伊豆町商工会に依頼しまして10月10日、翌日ですね、商工会に9名で、つまり2班に分かれまして被害の調査に伺いました。そこで7,520万円という概算の被害金額を出していただきました。その後、細部にわたって個々に被害がふえてきて、最終的に7,842万円という商工業の被害があった。中身的には一部損壊の家屋等の被害あるいは商品全体あるいは機械・備品、そういったものの被害の合計額でございます。合計件数として93件ということでありまして、10月12日にほぼこの調査が終わったということで、最終的な数字は今言った数字でございます。

その他の観光関係でございますけれども、観光協会や旅館組合あるいは民宿組合調査いたしました。建物被害等は町の方の被害とか商工会の被害というふう把握しておりますから、主に宿泊のキャンセル関係とかそういった部分でございます。宿泊のキャンセル関係も、事前に大型台風が来るという形でこちらからキャンセルを勧めたという事例がかなり多くございます。それでもどうしても来られるということで9日、10日、11日と宿泊している青野川、下賀茂の旅館が10日の明け方までの停電で、ろうそくの中で食事をしたとかそういった事例がございました。温泉もぬるいお風呂に入ったというような事例がございまして、先ほど銀の湯会館の町民無料開放ということがあったわけですが、10日につきましてはそういった観光客の方もいらっしゃったものですから、一般の観光客の方も無料開放という形でお受けいたしました。

そのほか、そういった商工業関係の被害に対する融資制度がございます。これは静岡県の中小企業経営安定資金融資制度というものがございまして、その中で災害の対策資金という資金がございます。これにつきまして該当という部分は、激甚災害に該当する災害であるとかあるいは災害救助法に該当するもの、そのほかは県知事が認めたものということで、そういう資金を受けて町の利子補給の融資制度がございます。これについては借りていた利子の1%を利子補給するという制度がございます。これにつきまして先ほど言いました要件にとりあえず今のところ、激甚災害にも災害救助法にも該当はなっていないみたいでございます。その他県知事が認めた場合というのがございまして、これは県の方にその辺の要望・陳情を

今いたしているところでございます。

今回の補正予算につきましてもその辺の利子補給の予算等も盛っていないわけですがけれども、今後そういった融資等が受けられるようになれば、補正予算あるいは来年の新年度予算の中で対応していきたいと思えます。

以上です。

議長（齋藤 要君） 農林水産課長。

農林水産課長（勝田 悟君） 今回の台風につきましては風台風ということで、清水議員もご承知のとおりパイプハウスが大分傷みました。本来農林水産課として担当の方で被害調査に行かなければならないんですけども、やはり農林道関係とかそれから漁排施設、漁港、ライフラインの応援というようなことで、実は先ほど総務課長が申し上げた数字につきましては農協南部営農センターによる被害の額でございます。317アールの被害面積がキンギョソウ、ミリオグラダス、ストレッチアあるいは水稻、サボテン、マーガレット等の被害がありまして、先ほど総務課長が申し上げましたとおり農業用施設、これは倉庫、農作業小屋等を入れておりませんが、主にパイプハウスを調査した中で6,266万円の農業用施設の災害、これは日を増すごとにもっと多くなるのではないかと思います。また農作物関係は4,250万円で、1億円を超える大変な災害になりました。

融資関係につきましては、伊豆農林については県の方で災害対策資金、また農協関係で県信連の融資が1%前後のものがあるということでございますけれども、その点については現在確認をとっているところでございます。

以上です。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

2番（清水清一君）今いろいろ説明いただきまして、ありがとうございます。

商工観光課ではおふるを開放していただきまして、私も入りに行こうと思ったんですけども、いっぱい入れなくて帰ってきたということになっております。観光商工関係あるいは農業関連の仕事、この総括書がございますけれども、何のために回ったんだと。要するに住宅だけ調査して回って車庫とか倉庫とかそういう経済活動のものについては把握しないで帰ったと。それはちょっとおかしいと思えます。ということで、町全体の経済のもとですから、幾ら個人の車庫といえども、やはり車庫は調査しないと言うけれども、住居だけだとなってます。もういくら車庫があるかもしれない。だけれども私の考えとしては、役場当局の方は把握しないと言うのかもしれないけれども、とりあえずこの総括表には入れるべきで

す。入れなければいけないと思います。

以上、そういうことを言って終わります。

議長（齋藤 要君） ほかにございませんか。

石井福光君。

11番（石井福光君） 先ほど清水議員が語る述べておりましたので重複する点があると思いますが、まず先ほどの説明の中で一般の住家等に対して見舞金を贈りたいというあれがあったんですが、これを見ると公共的なものについてはもちろん国庫の負担だとか災害復旧費だとかいろいろあるわけですが、もちろんその個人の見舞金については当然一般会計から出さなければならぬと思うんです。

住家の被害が416件あるわけですね。それと非住家が131件。今その見舞金の出し方は個々によっていろいろ違うと思うんですが、今清水議員が言われるように車庫の屋根が全部飛んだとかいう家もあるだろうし、かわらが10枚飛んだ家もあるだろうし、木が倒れて家に被害を起こしたのもあるだろうし、また大きな木が倒れたためにそれを後で撤去する費用というのも結構かかると思うんです。要するに見舞金とかなんとかというと金に絡んだことなんですが、そういう点の段階というんですかそれはどうなっているのか。416件について、例えばこれはかわらがたしか4枚飛んだとか、トタンが二、三枚はがれたとか、そういう程度のもろもろの算定だと思うんです。そういうものは問題ないんですが、その辺の限界で、例えば家の前で今木を切ると業者が入って2日くらいかかっているわけです。あれほど大きな木は素人には直せないものですから2日ぐらいたってまだ今日終わっていないんですが、そういう費用が五万や十万かかるといううわさは聞いております。

かわら二、三枚なら自分のところで直せるかもしれないですけども、そういう大きなものについては直せない場合があるんで、そういう見舞金についてどの段階によって幾らぐらいあれするのかというものについてちょっと説明していただきたいと思うんです。まだ決まっていなければ別ですが、どうでしょうか。

議長（齋藤 要君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（高野 馨君） まず被害状況の話で、清水議員の関係で非住家の調査がないという話ですけども、非住家につきましても各地区でやっています。それから、例えば裏山に倒木があるとか道路に来るよとかいう場合の調査員からの連絡があれば、それはその都度、農林水産課並びに建設課の方に報告し再度調査の方をお願いしているところであります。

それから、災害見舞金につきましては住宅の一部損壊、これは今石井議員が言われますよ

うに、かわらの5枚が飛んだとかあるいは5枚が浮いているとかから始まって、100枚近く浮いているとか棟がいつているとかいろいろな形態がございます。460件ほど調査してきたわけですけれども、その中で南伊豆町の災害見舞金の規定がございますので、これに照らし合わせまして支給したいということで今回の補正に上げてございます。

以上でございます。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

10番（渡邊嘉郎君） 私はちょっとお願いでございますけれども、台風22号が通過したというようなことで大分被害がありました。町の対応を私は評価したいと思います。私も9日の朝あちこち、でき得る限り南伊豆町を回ったつもりです。そして、対策本部を設置していただいておりますここにも来ました。町の職員の対応はとても早かった、そして銀の湯会館の開放ををととても感謝しています。私は給水もとてもありがたかったなど。

そういう中で、全部合わせますと1,854世帯ぐらいの断水があったわけです。災害はいつ来るかわからないものですから、先ほど町長が言っておられましたけれども、ポンプ室の発電機、これをぜひやっていただければ断水がとまると思います、私は。これは何力所あるのか水道課長にお聞きしたいと思います。停電したときに発電機をつけてモーターが回ると。

議長（齋藤 要君） 水道課長。

水道課長（渡辺 正君） 今、簡易水道で、自然流下で電力に関係なく配水できるのが蛇石簡易水道と毛倉野簡易水道がありまして、あとは低いところから配水池まで電力を持って揚げまして、それで本管へ入れまして各家庭へ配水するという、町営管理についてはそういうシステムになっています。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

10番（渡邊嘉郎君） もちろん、起動力で貯水槽から高架水槽まで揚げるというのはわかるんです。それを電気の力で機動力で上げて、それから落差でもっておのおのの家庭に給水されていると思うんですけれども、そういう箇所が南伊豆町に簡易水道と町水を合わせて何力所あるかと私は聞いているんです。やはり簡易水道であっても町水と同じような対処を今後していかないと、やはり停電が起きたときの断水これは2日も3日も本当に大変なことだったと思うわけです。職員の方々が1日に何回か回ってきてくれてありがたかった、おふるにも入れないのかと思ったらそれを銀の湯会館の開放等してくれているところ。

そういうのは私は大変評価するんですけれども、今町の中に何力所あるのかというのを私は聞いているんです。それを一遍にできないわけですから、少しずつやっていくことがよか

ろうかなと思って何カ所あるか聞いたんです。

議長（齋藤 要君） 水道課長。

水道課長（渡辺 正君） 簡易水道は、区営管理になっているのが妻良、大瀬、入間、中木、石廊崎、伊浜 伊浜は自然流下ですから先ほどの蛇石とか毛倉野と同じタイプなんですが、あと下流、落居、吉田というこの9カ所あります、区営管理がですね。あと町営管理が南上、蛇石、毛倉野、吉祥簡水、あと一條の6カ所ですか。それと天神原に専用水道というのがございます。あと毛倉野飲料水供給施設というのがございます。これもやはり電力が必要でございます。

以上です。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

10番（渡邊嘉郎君） わかりました。今課長が把握しているところが17カ所あると思いますけれども、そういう中で、町長が言われたとおりこれは真剣になって、前向きの姿勢になって、明日からでも今日からでも計画を立てて私はやっていただきたいということを要望して、終わりたいと思います。

議長（齋藤 要君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（高野 馨君） 質問ではございません。先ほどの石井議員の関連でございますけれども、災害救助法は今回適用にならなかったわけです。滅失世帯が南伊豆町の場合40世帯以上ないと災害救助法の適用にならないわけですが、先ほど議会が始まる少し前に実は県から電話がありまして、災害弔慰金それから災害障害者見舞金の補助金に、全壊が5世帯以上、県下で3市町村あれば該当になるとか何か計算式があるみたいなんです。例えば伊東とか修善寺関係で床上浸水の水害がありましたね。床上浸水の場合には例えば3分の1分をカウントして足したものが5世帯になるとか、そういった計算方式でその対象になるらしいんですが、その災害弔慰金の適用になるという連絡がございました。

詳細についてはまだ連絡を十分にしてございませんが、これに基づきまして町の条例も整備されておりますからこれに今該当するのは亡くなられた安田さんしかいないわけですが、また県と連絡をとりながら、もしそれが適用されて弔慰金を出すということであれば、今日にはもう間に合いませんので改めて専決処分か何かで町の方は対応していきたいと思えます。

以上です。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 今までのやりとりの中で、それと今健康福祉課長の答弁や商工観光課長の答弁がありましたけれども、激甚とか災害救助法だけではなくてあらゆる法律で適用可能な対応というのを考える上で、こっちもそういうのを県に要請はしてあるんですけども、住宅等の罹災証明の発行あるいは求められた件数はありますか。あるいは照会とかその点を。

議長（齋藤 要君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（高野 馨君） 既に調査は終わっておりますので、今度のお知らせ版に罹災証明が必要な方は健康福祉課にお知らせくださいと。あるいは税の関係もそこに載せてございます。既に2件ほど来ておりますので、それを健康福祉課の方で発行しております。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） もちろんお知らせ版を出すことはいいことだと思うんですけど、これは早く手をつけないと適用にならない場合があるんで、個々の甚大さと件数が集まらなければどうかというのではなくて、個々の件数で大変だと思うものに関して広報でお知らせして罹災証明を発行しないと、適用にならない場合が出て来てしまうんです。お知らせ版を待っていると。お知らせ版を出すことは悪いことではないんで、そういうことぜひ広報で流すようにしたらいいと思うんです。

もう一つ基本的な問題で、先ほど清水議員に質問してもらったんですけども、町長は9日の16時に災害対策本部を設置して、まだ全体復旧をしていない中で各個の対応だということで総務課長は答弁されたんですけども、本部長である町長はこの認識についてどのように考えられてどういう行動をとられていたのか、その点を答えてもらえますか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 時間的なことを述べさせていただきます。

〔「個々の時間ではなくて流れで」と言う人あり〕

町長（岩田 篤君） ですから、台風が直撃するのではないかという形の中で、まず町長とするならば役場へ詰めなければいけないということで、9日の8時ごろ一たん来て、9日は午後1時より8時ごろまで務め、そして10日については職員の関係もありますので朝7時から来て6時ごろまで、その間に、災害が大きかったという形で妻良と入間の方に現地確認をさせていただきました。

それから11日については、東電関係がおくれている、水道関係がおくれているということ

で午前中役場へ務め、東電より11時に現況報告を受けています。11日の午後については、私の家の物置が倒壊し他人の土地に入っていましたもので、申しわけなかったですけれどもその後始末ということで。そして11日の夜は安田さんのお通夜に行っています。昨日については、個人的なことですけれども身内に不幸があったということで公務は休ませていただきました。

今回の台風を見たときに水温の上昇という、27度の水域が異常に北上しているという形の中で、これからも将来的には可能性があるということが温暖化という形の中で言われているわけです。ですから、これを契機に将来的には考えていかなければいけないのかなと。例えば今回は風台風で倒木という、それは個人の所有という形の中で行政がなかなか指導できない部分ですけれども、これからは一歩踏み込んだ中で、行政の方も個人に対して今回の倒木関係を契機に指導していかなければ、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 自然環境の変化についてはいいんですけれども、観測史上最高の風が吹いたということは台風接近の真近から聞いているわけですし、停電世帯が続いているということ、これは単に総括の総務課長の問題ではありませんで、東電との折衝あるいは広報の出し方についても本部長である町長が指示を出すその中身がどれだけ全容を把握しているかということ、まさに私費を投げてやる立場にあるということと言わざるを得ないし、まさに町という機関があるからこそこうしたことに対応できるわけで、今後の教訓にすべきだということで、今日はそこまでにとどめておきます。

ですけれども対策本部に関しては、11日にはもう午前中にこの臨時会の情報が入ってくると。確かに対応が早いのはいいんですけども、その全体の対応を含めてもう少し本部のあり方というものも認識を変えるべきではないかというふうに、全体が復旧していない、ライフラインが復旧していない中で解散するのはどうかというふうに思います。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

7番（藤田喜代治君） いろいろな説明の中で一つだけこの経過記録についてですけれども、ライフラインの復旧済みの情報というのがせっかくの記録ですので欲しいというのが一つなんです。

それは、現実的には例えば湯河原あたりでは、8本くらい切れていた電話線が昨日ですよ、昨日のお昼にやっと直りました。おとといの夕方、NTTの子会社か何か来ましたがけれども、応援部隊の人が休みなしに働いて気持ちが悪くなって帰ってしまったんで今日はできません

と。そういうことで次の日に来ますということで昨日来ました、午前中に。お昼にやっとみんな直ったと思いますけれども、この辺の情報が、113番に電話して2日くらいやってなかなか連絡とれなくてこういう状況ですから、遅くなる場合も当然私自身も想定していましたが、せっかくこういう経過記録を出すのであれば、どこの地域のライフラインが壊れたけれども、例えば停電はこの地域は何時ごろに済んだというふうなものをつくっておれば、今後の対応のときにいわゆる横のつながり、関係の業界の東電であるとかNTTであるとかいろいろなそういうところとのふだんの打ち合わせとかそういうもののつながり、その連絡網のとり方とかがもっと違う形になるんじゃないか。

私どものところはたまたま携帯電話も入りにくいところだったりしまして、どうなっているんだ、どうなっているんだということで待っている住民が言ってきてもお手上げですよ、こういう格好です。役場の職員は当然状況を調べに来たりはしていますけれども、明日来るのか今日来るのかそういうことがわかってほしいし、これ以降経過の中に、三地地区のどこどこは復旧済み、南上のどこどこは復旧済み、そういうものを出してほしい。

これを見ましたら被害状況はわかりますが、いつ直ったかというのはわからない。対応していることはわかっていますけれどもね。そういうのをどうですか、今後のために。

議長（齋藤 要君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） この記録は、災害状況報告ということ自体が今回が初めてなのかな、この程度の災害については。ということで、様式についての統一したものが当然あるわけではございませんし、これを言いますと、まず思い出しながら苦労してつくったというのが現実です。

全部記録があればいいんですが、ただ先ほど清水議員の質問のときに言いましたんですが、もう復旧した後でどうこうしてもしようがないというのがまずあります。ですから、これをまとめるのに今の時点ならば聞けばわかると思うんですが、あの時点ですと東電はサービスセンターが大仁と下田にもあるんですが、両方にかけてもどちらが正しいのかわからない状況で、大仁あたりですと9日、10日は1人対応でした。それが11日あたりは3人対応で職員がふえておりました。

その状況になればそういったことが言えるし、今の時点になれば後から調べて書くことはできると思います。それを調べて作り直しておけばいいんですか。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

7番（藤田喜代治君） 災害を復旧することがまず当然第一ということで、それはそれで結

構なんです。しかし、時間をかけても、思い出しながらでも、いつどこで復旧済みだというものをつくっておく必要があると私は思いますし、知りたいと思います。

議長（齋藤 要君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） わかりました、つくります。

それで、今回は同報無線でもお知らせしたんですが、私たちは停電の状況というのがまず全然わからなかったんです。というのは向こうもわからなくて町もわからなかったんですが、日野の東電の配電所がありますね。あれから通っていきまして上賀茂まで通じていたけれどもその上はどうなっているんだと。それが大分かかったんですね。要するに上賀茂がなんでもないものですから、それまではいいんですが、その先の毛倉野2カ所、下小野1カ所、それから上小野は非常に多かったということ。これは子浦と関係がありますから上小野は一応2カ所やって、子浦峠も1件だけ別荘みたいなのがあるんですがそこまで切ってもう出さないようにして、それで青野へ本来は行くべきなんですが、先に幹線、蛇石まで流してしまった。私たちが一番要望していたのは、これは一番初めの9日から言っている話なんですが、青野の配水池があるからあるいは吉祥があるからそこを重点にやってくれという話でいったんですが、そういうルートがあったにしても彼らにとってはやはり悪いところがあると、断線した箇所があるとまた破裂してしまうわけです。そうすると大変なことになるから、彼ら自信も慎重にやっているし、やはり現場の方も一生懸命やっているから、その現場との連絡がとれないものですから、私たちの方にも正確なあれが入ってこなくて、私たちから電話をかけないと入ってこないような状況ですから、それで結局今回のものは、蛇石の松崎に行く県道の上の天神原に行く20メートルくらい先の土砂崩れが非常に大きくて、仮に電柱を立てて復旧したということでございます。

そうするとこの経過記録につきましては、復旧の時間等を加えるということで、何時復旧だということでもよろしいですか。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

7番（藤田喜代治君） それで結構です。

つけ加えて言いますけれども、復旧が第一ということ先ほど言いましたけれども、東電にしてもどこにしても、直すために復旧するためにいろいろな会社の都合、そういういろいろな技術的なことでなかなか本部の方がつかめないというのは当然ではないと思います。ただ、さっき言ったようにちゃんと時間を入れて復旧済みは何時ごろということになれば、後々災害があるときに事前にいろいろな相談事がしやすい、そういうふう思うからお願い

したわけです。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

10番（渡邊嘉郎君） 関連でもう一点。

確かに関係機関に連絡ができないということもあるし、把握できないということもいろいろあるわけですが、例えば東京電力と、南伊豆町に入っている電気の送電の系統図というようなものを総務課とで打ち合わせをして、そしてその中で、今この地区は停電しているんですけども、こういう系統になっているからこういう箇所が今だめでここが停電しているんだというようなことが電話ですぐ対応できるような系統図を東電と話をし、そしてその系統図をいただいた方がいいと思います。そういう形の打ち合わせを今後していくように、災害を目的に。

議長（齋藤 要君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） その点につきましては、この間11日でしたか東電の下田所長ほかが見えられた中で私どもも要望いたしまして、これは本来だめだよと。というのは、悪用されると非常に大変なことになる。要するに盗まれることもそうなんですが、この図面には非常に大事なポイントがあるんだということです。一応私どもは把握しています。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

10番（渡邊嘉郎君） 大事なことから重要箇所はいずれにしましても、向こうが提出できる送電線系統を私は知っておく必要があると思うんです、町で。そうすると電話ですぐ対応できるわけですから、それをお願いしておきます。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

1番（保坂好明君） 今までのやりとりを聞いていまして、総務課長にお願い方々質問をさせていただきますけれども、今の東電の体制でございます。

これはほかの会社ですからその内容まで私らがとやかく言う筋合いの問題ではないと思うんですが、今回の台風については当然予想ができたわけですね。ですから、被害想定をした上での体制というのがまず必要だろうと。これは地震ではありませんのでそれが想定できますから、その準備というのがまず考えられるのではないかと。その上において東電の体制というんですかその辺が、私が見る中でやはり危機意識が少し足りないのではないかとということが十分考えられます。

それで、町の体制というのは私なりの中では十分やっていたかというふうに評価しているところでありまして、町当局と東電側とのふだんの接触というんですか、こうい

った危機があった場合に考えられる体制というのを常日ごろ話し合う余地もあろうかなど。先ほど町長も話していましたが、台風ですからまた次にいつ来るかわからぬ、予測できる可能性というのものもあるわけですから、そういったことにおいての意識を東電側にも伝えていく必要があるというふうにお願いしておきます。

それと同報無線等の問題でございますけれども、これはライフラインが復旧したところにおいては、私は総務課長が言うとおり結構であると思います。ただし、そうでないところはやはり非常に不安が募りまして、私のところにも何件か問い合わせがあって総務課の方には本日連絡をさせていただいたところでありましてけれども、やはりそういった点でいつ復旧するのかまたそのめどが立たなくても随時こういう状態だとか、でき得る限りの範囲で結構ですから情報を提供する。

ですから、住民の不安を払拭するような、また抑えるような情報を提供していただきたいということをお願いしまして、私の質問にいたします。

議長（齋藤 要君） ここで台風の災害の質疑は終了させていただきます。

これより一般会計補正予算（第6号）内容説明をお願いいたします。

〔総務課長 小島徳三君登壇〕

総務課長（小島徳三君） それではその内容説明をさせていただきます。

17ページをお開きいただきます。

歳出ですが、2款総務費、交通安全施設整備事業195万円でございます。施設修繕料は、カーブミラーの今回倒れた30カ所を予定しております。

3款民生費、児童福祉総務費の需用費、施設修繕料50万円でございますが、保育所の屋根等の修繕費でございます。災害救助事務、扶助費30万円でございますが、これにつきましては当初予算でもとってありました中で30万円の追加がございます。災害見舞金でございます。

4款衛生費、ごみ収集事務の消耗品93万円につきましては、ごみ箱が大分壊れたということでございまして、30箱を予定しております。

7款土木費、土木総務事務、給料827万8,000円の減額でございますが、これにつきましては公共土木災害復旧の方で補助対象になりますものですから、そこへ人件費を移させていただくということでございます。建設課の職員7人の12月分の給料から3月までの4カ月分でございます。需用費の10万円、修繕料でございますが、これは庁用車でございますが、アクティーに落石があったということで出していただいたものでございます。町営住宅管理事務の需用費30万円、これは加納住宅のサッシ取りかえ、屋根修繕でございます。使用料及び賃

借料40万円、機械器具借上料ですが、加納住宅の倒木処理のためのものがございます。

8款消防費、災害対策費127万9,000円は職員手当の時間外でございます。これは3日間の時間外と申しますか報酬と申しますか職員が出てきておりますが、昼間については時間外手当ではなく、金額的にはお礼程度で1日とか半日、それで6時以降については通常の平日勤務の時間外、これは数は少なくなりますが時間外のこれは担当職員になります。水道課であるとか建設課であるとかそういった職員になりますが、それについては通常の時間外ですから昼間は1日1万円、半日5,000円という、時間外に全然関係なく1人当たりそういったやり方としては選挙手当、選挙事務従事者手当みたいな形をとりまして職員には申しわけないところですがこういった形で予算要求をさせていただきます。この分については、当然のことですが水道事業は入っておりません。ただ水道漏れの支援に六人か七人行ってますが、その職員については入っております。

9款教育費、小学校管理事務、工事請負費336万9,000円でございますが、竹麻小学校補修工事、これは屋内体育館の屋根の補修35万円、それから南中小学校補修工事、これは火災報知器でございます。竹麻小学校管理事務15万円、施設修繕料ですが、防火水槽管理ドアのアルミドア・サッシガラスでございます。それから南上小学校管理事務、需用費36万8,000円ですが、これにつきましても屋内体育館の入り口ドアガラスとそのポーチの天井、それから校門入り口のフェンスでございます。

幼稚園事務、使用料及び賃借料74万1,000円ですが、これも倒木処理のための機械器具借上料でございます。それから公民館管理運営事務、工事請負費120万円、公民館附带倉庫解体工事、これは旧中木住宅を利用した倉庫でございます。これが今回の強風でだめになったということでの解体でございます。それから、それに伴うプレハブを買いたいということで備品購入、施設備品ですが、2.1坪の代替倉庫を25万2,000円お願いしたいということでございます。

それから図書館管理運営事務30万円、需用費ですが、これにつきましても倒木の影響によりまして閉架書庫、倉庫ですが、その修繕をしたいということでございます。

10款災害復旧費、単独農地及び農業用施設災害復旧事業、使用料及び賃借料20万円でございます。これも公道等の修理の重機借上料でございます。林地及び林業用施設災害復旧事業、使用料及び賃借料100万円、重機の借り上げで、これは林道の倒木公道処理のためのものがございます。滝の田線であるとか鈴野線等でございます。

それから道路河川等災害復旧費、これが1億6,645万円の補正増でございます。給料が827

万8,000円、土木総務費からのものがございます。職員手当が123万円9,000円、これは今回の災害と3日間の夜の6時以降のもの、本部の災害時分の食べ物でございます。需用費が227万円でございます。この中で消耗品等が多くなっておりますが、これにつきましては共用品等の購入に努めるつもりでございます。委託料1,405万円は測量設計委託料37件分でございます。使用料及び賃借料62万円、これは複写機使用料でございます。工事請負費は1億2,629万3,000円でございます、現年災工事、道路が16件、河川が21件分でございます。

この道路河川等災害復旧事業につきましては1億4,295万6,000円を補助対象で見えておまして、給料、職員手当、需用費、使用料及び賃借料、それから工事請負費は補助対象、ただ町担部分もありますが、補助対象が1億4,295万6,000円ということでございます。

それから、単独道路河川等災害復旧事業1,370万円ですが、機械器具借上料でございます、52カ所の倒木公道落石処理でございます。

11ページをお願いします。

歳入、11款の地方交付税、普通交付税398万8,000円につきましては、今まで補正の一般財源として繰越金で対応してきたんですが、繰越金で対応して足りない分が398万8,000円ということでございます。

15款国庫支出金、災害復旧費国庫負担金、公共土木施設災害復旧費負担金8,934万8,000円、先ほど申し上げました1億4,295万6,000円の0.667がございまして、当初予算を引いたものでございます。

20款繰越金3,302万5,000円、前年度の繰越金2億7,105万1,000円はこれで繰越金は全部財源としてなくなりました。

21款諸収入、雑入45万円、ごみ収集箱等負担金、これは30個買ったうちの2分の1の金額でございます。この雑入につきましてはまだ明確でないものですから計上してございませんが、建物等の被害修繕については、建物共済等の保険に入っておりますものですから、今から申請するところで金額が未定です。まだ金額が確定していない雑入に入れて処理したいと思っております。学校とか町営住宅、そういった関係の建物被害についてはそういった対応ができると思います。

22款町債、災害復旧費4,470万円、これは補助対象額の3分の1額が対象になります。

9ページをお願いします。

今回の補正額が1億7,151万1,000円でございます、総額が51億8,129万7,000円でございます。補正額の財源内訳といたしましては、国庫支出金が8,934万8,000円、地方債が4,470

万円、その他これは分担金ですが45万円、一般財源が3,701万3,000円でございます。

どうかよろしくをお願いします。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第85号 平成16年度南伊豆町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第85号議案は原案のとおり可決されました。

#### 閉議及び閉会宣告

議長（齋藤 要君） 本日の議事件目は終了いたしましたので、会議を閉じます。

第4回臨時会の議事件目が終了いたしました。

よって、平成16年第4回南伊豆町議会臨時会はこれをもって閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時07分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 齋 藤 要

署 名 議 員 清 水 清 一

署 名 議 員 鈴 木 勝 幸